

## 令和7年度 第2回松戸市成年後見制度利用促進協議会

日時：令和7年10月28日（火） 午後1時30分から午後3時00分まで

場所：松戸市役所 新館7階 大会議室

### ○出席委員

萩原委員（会長） 佐藤（瑠）委員 古澤委員 蒲田委員 和泉委員

小金井委員（副会長） 玉村委員 鷺田委員 佐藤（美）委員

### ○オブザーバー

千葉家庭裁判所 松戸支部（1名）

### ○事務局出席者

福祉長寿部長 地域包括ケア推進課長 障害福祉課長

地域包括ケア推進課長補佐 障害福祉課長補佐 地域包括ケア推進課 障害福祉課

### 【1 開会】

### 【2 傍聴者の報告】

### 【3 議題1）相談受付状況傾向について】

#### ○会長

それでは議題に入っていきたいと思います。まず1番目、相談受付状況傾向について、ということになります。松戸市においては、中核機関の相談機能をNPO法人成年後見センターしぐなるあいづが受託しており、松戸市成年後見相談室を運営しております。そのしぐなるあいづの〇〇委員から報告をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

#### ○委員

それでは、報告させていただきます。資料1をご参考ください。令和7年度の活動実績につきましては、令和7年4月から8月末日までの集計となっております。5か月分にすぎませんが、ご了承ください。

まず相談が増加する時期がございます。チラシや広報まつどにて今月の相談案内というのを出した際には、相談件数が増える傾向にあるというふうに聞いております。

どのような内容かということですが、資料1と資料2を見ていただければと思います。かねてよりご報告しております通り、2名の社会福祉士が対応しております。担当社会福

祉士が訪問相談支援や来所相談支援に対応している場合は、法人の他の職員が応援として電話相談支援の担当をしているというのが状況でございます。

相談者、相談内容についてですが、相談者数は183件でございます。相談形態については、電話対応が基本でございまして、この電話対応が141件。メールや訪問や来所がございますが、電話対応していく中で、もう少し理解していただきたいと思う方については、訪問、来所を促すということでございまして、来所はできない、ご病気の方や身体的に不自由な方につきましては、職員が訪問している状況でございます。

困難ケースもあるようでございまして、一旦持ち帰り、事務所で相談し、対応していくなど、1人の方に何度か対応せざるを得ないということもあると聞いております。

訪問の割合は約19%でありますて、訪問や来所の場合は1件にかける時間は増え、訪問の場合は、場所にもよりますが、1件について3時間ぐらいかかるということもあるようございます。現在6名の職員がおりますが、他の職員がどうしても協力をせざるを得ないというのが現状でございます。

相談者の内訳でございますが、ここに書いてある通り、本人や親、子、配偶者、その他の親族あたりがかなり占めています。この中で特徴的なのは、医療機関からの相談が結構あったということで、医療機関の相談員の方や看護師さんたちが相談してくださっているケースが増えてきております。

相談内容ですけれども、ここに書いてある通り、例えば、キの「遺産相続・分割」やケの「不動産の処分」あたりは、余り深堀りはできないと。相談室ではどこまでも相談でございますので、法的なアドバイスは成年後見相談室ではできないと、専門機関に回さざるを得ないというケースが結構あるようではございます。

親族後見人の相談内容は、就任後の事務手続きについての相談があるようで、何から手をつけていいか分からぬといいう方が多いです。また親族後見人になりたいがどうしたらよいかという相談も寄せられているようではございます。

先ほど申し上げましたように、法的な問題については、弁護士会とか法テラスなどを案内しているという状況でございます。

以上、現在の5ヶ月間の傾向でございます。報告を終わらせていただきます。

## ○会長

ありがとうございました。報告内容について事務局より補足等ございますでしょうか。

## ○事務局

事務局より補足させていただきます。先ほど○○委員からご説明いただいた相談受付状況に加え、事務局では相談室の委託を開始した令和4年度以降の相談傾向をまとめましたので、ご報告いたします。

参考資料3、令和7年度松戸市成年後見相談室相談受付状況と書かれたものをお手元に

ご用意ください。相談受付件数、相談受付形態、新規相談内容、新規相談者の内訳を、高齢者、障害者分野に分けてグラフ化しておりますので、順次ご説明いたします。

まず1. 相談受付件数ですが、松戸市成年後見相談室の委託を開始した令和4年度以降の件数となります。令和7年度につきましては、4月から8月末までの5ヶ月間の件数となっております。新規と継続の相談件数を比較すると、高齢者分野は相談全体数の約6割が新規相談であるのに対し、障害者分野は約4割が新規相談となっており、高齢者分野と比較して、継続相談に繋がることが多い傾向が見受けられます。グラフの下にある表については、高齢者、障害者分野の相談受付件数の合計を記載しており、小計の割合については、高齢者、障害者分野の相談割合を記載しております。例年6割から7割が高齢者に関する相談、3割から4割が障害者に関する相談となっていましたが、今年度については、5ヶ月分ではありますが、両分野ほぼ同じ割合での相談受付状況となっています。

次に、スライド2ページ目。2. 相談受付形態です。こちらは令和7年4月から8月末までの状況をグラフ化したものになります。新規継続の相談受付方法は、高齢者、障害者分野ともに電話相談が大半を占めており、令和4年度から令和6年度においても、相談受付方法の割合は、ほぼ横ばいとなっております。継続の相談受付方法は、来所によるものが約3割を占めています。先ほど○○委員からご説明がありました通り、最初の電話相談を受けた後に、一部来所での相談に移行するケースがございます。

次にスライド3ページ目、相談内容についてです。こちらは新規相談を分類しております。なお、複数該当する場合は、両方の項目で計上しております。高齢者、障害者分野とともに、成年後見制度の概要に関する問い合わせが大半を占めており、次いで申立方法に関する相談が多い状況です。

次に、スライド4ページ目、4. 新規相談の相談者内訳でございます。高齢者分野は、お子様からの相談が一番多いですが、障害者分野は、親御様からの相談が多く、対象者の将来を危惧される身近な親族、養護者の方が相談窓口を活用されていることがわかります。昨年度と比較し、地域包括支援センターとケアマネジャーからの相談が減少傾向にあることは、先ほどの資料1のご報告にあったとおりとなります。

今後も成年後見相談室における高齢者分野及び障害者分野の相談状況の変化を注視し、取り組みを検討して参りたいと存じます。以上、相談受付状況のご報告となります。

## ○会長

ありがとうございました。説明内容につきまして、委員の方からご意見ご質問等はございますでしょうか。

## ○委員

ケアマネさんからの相談が少なくなっていると先ほど報告がありました。これはどうしてだろうと考え議論したんですが、今年度から市から申立費用助成が出なくなったこと

で、結局申立支援をしてくれないのだろうと思っているケアマネジャーが圧倒的に多くなっているのではないかと話しておりました。本当はそうでなく、もちろんお金の問題は重要なことですが、しぐなるあいづは申し立て支援をしないということではなく、申し立て支援を従前のとおり行っていますので、その点をケアマネジャーが誤解されているかと思い、ここでご報告させていただきます。

### ○会長

ありがとうございました。ケアマネジャーの話が出ましたので、〇〇委員にその認識についてご報告いただければと思います。お願いします。

### ○委員

今お話がありました件ですが、成年後見制度のしぐなるあいづについては皆さん結構分かってはいると思うのですが、〇〇委員がお話された申し立て支援についてなど、協議会の方にも確認し、どの時点で、どのような内容を、どこに相談して良いかが分からず地域包括支援センターに相談してしまうことが多いのではないかとのお話がありました。料金に関しても、しぐなるあいづが相談に乗っていただけるということが分かっていても、相談していいのかなと躊躇われてしまい、地域包括支援センターや司法書士に、直接相談させていただくことが多いのかなという意見がありました。

勉強会を地域ごとに年3回開催していただいているところで、それを高齢者や比較的しっかりしている方に提案し参加していただくことで、しぐなるあいづなどに繋がり、申請書や申請手続きと一緒に手伝うことに繋げられるのではというところもあります。ケアマネジャーからも相談件数を増やしたいというところがあるので、例えば、分かりやすく、このような時はしぐなるあいづに相談して良いというような簡単な例があれば、相談件数が伸びていくのかなというお話を皆さんからいただきました。

### ○会長

ありがとうございました。広報の仕方、相談室の周知の仕方については、協議会でも度々議論になっているところかと思っております。周知の仕方の工夫、今まで金融機関や医療機関宛のチラシも作っていますが、そういった支援者にポイントを絞った広報も検討しても良いのかもしれないですね。

今、ケアマネジャーは地域包括支援センターに相談することも多いという話がありましたが、地域包括支援センターとしてはケアマネジャーから相談が多いのか、地域包括支援センターの方から一緒に行ってみるなどしぐなるあいづを案内するといったこともあるのか、分かる範囲で結構ですので、〇〇委員の方でご報告いただければありがたいです。

### ○副会長

最近、地域ケア会議などでもケアマネジャーのシャドウワークといった話が結構あり、ケアマネジャーからも、成年後見制度の話は私たちの仕事でしょうか、地域包括支援センターで相談に乗ってほしいといった依頼が来ます。ケアマネジャーにとって、直接相談することが、内容的にハードルが高くなっているので、我々がまずケアマネジャーの話を聞き、必要であればしぐなるあいざや他の機関に相談するなど対応しているところです。

#### ○会長

ありがとうございました。やはりケアマネジャーからすると、地域包括支援センターの方が相談しやすいということは多々あるのだとは思いますね。適切な振り分けにご協力いただくところと、先ほどから申しているように、どのような時に相談ができるのかといった周知の仕方かなと思いました。

#### ○委員

先ほどの○○委員の方からのお話で、利用支援事業の内容が変わって申立支援の助成ができなくなったといった内容がありました。むしろ松戸市は、利用支援事業、申し立て支援はできるというような理解でしたが、いかがでしょうか。

#### ○会長

事務局の方から補足等あればお願いですか。

#### ○事務局

事務局よりご回答いたします。先ほどの申立て費用の助成について、これまで申立て支援者の要件を問わず申立て支援の手数料について助成金を出しておりましたが、今年度の要綱改正により、弁護士・司法書士が申立支援を行った場合に、その手数料を助成金として出させていただくという形になりました。その関係で、先ほど○○委員がお話されたような、法人としての申立て支援に対する助成金の交付が難しくなりましたが、申立ての手数料に係る実費部分の助成は検討できる部分かと思っております。個人で弁護士・司法書士にご支援いただくものは、引き続き支援手数料も出しております。

#### ○委員

よく分かりました。ありがとうございます。申立ての利用支援は、弁護士・司法書士が関わったときには手数料も、それ以外の場合には実費部分のみと承知いたしました。

もう1点、後見人の適切な選任と交代、民法改正でも、終わる後見といったところで、後見人を交代していくような話も出ていますが、後見人に対する苦情、要望、後見人を変えてほしいといった話が、地域包括支援センターや基幹相談支援センター、中核機関にも今後入ってくるであろうと、近年、流山市や柏市の中核機関と関わっていると出てきてい

ますが、松戸市の現状が読み取れないので、今後出てくる可能性も踏まえて、現状、今後の課題等があれば、教えてもらえたたらと思いますが、どうでしょうか。

○会長

ありがとうございました。先ほど相談の報告がありましたが、現状、成年後見相談室の方に後見人へのクレームといった相談はあるんでしょうか。

○委員

今のところそれはありません。

○会長

ケアマネジャーや地域包括支援センター、中核機関などで、後見人に対するクレームのような相談を受けた例はありますでしょうか。

○委員

成年後見人に対するクレームのような件は、過去に相談がありました。ただ、なかなか難しいのは、障害に起因する、ある意味理不尽なクレームのようなものも含まれていることは、皆さんに理解しておいていただきたいんですけども、我々としては、一応そのように本人が受け取ってしまっているという現状ではあるので、その場合は、制度的なことを話し、このような手続きはありますよ、問題解決であれば、裁判所に相談してみればいいかもしれません、といったご案内をするようにはしています。実態を見ているわけではないので、何とも言えないんですが、何件かそのような相談はありましたね。

○会長

ありがとうございました。たしかに、後見に対する国の話が出てくることは予想もされるかと思いますので、一応、今回の統計の中で見ると、成年後見の申し立てについての相談が主なのかなと整理させていただいております。

少し進めるんですが、例えば後見を申し立てる、後見人の相談に繋げる、という中で、実際に課題や難しい問題が生じたときに、どのような体制で関わり方があれば、成年後見相談室に相談しやすくなるかというところで、例えば松戸市社協では、日常生活自立支援事業から後見に繋げるという話はこの協議会の中でもしてきているんですが、処遇検討委員会等されている中で、どのような仕組みがあれば成年後見相談室に相談が集まりやすいか、ということをご意見とかあればいただきたいんですが。

○委員

後見制度が必要だと認識されていても、ただ「相談に行ってください」と言うだけだ

と、どうしても敷居が高く、知らないところに行くというのはご本人も億劫なところがあるので、やはり支援者が繋ぎというか、段取りを踏んでから、ご本人と一緒にまずは最初に行ってみて、その相談室の方と顔見知りになってからご本人が1人で行けるなど、そういう形になるので、ご本人任せにするということは、難しいのかなと感じます。

#### ○会長

ありがとうございました。○○委員に伺いたいんですけれども、実際今の話のように、1人で行くのではなく、支援者がついて相談しに来るといったことはあるのでしょうか。

#### ○委員

そうです。基本的に同行者がいらっしゃる方が、事が進みやすい、理解してもらいやすいということはあるようですね。

#### ○会長

はいありがとうございます。私も弁護士をしておりますけれども、やはりいきなり専門職、弁護士などの立場で、後見をやりましょうと言ってもなかなか難しく、支援者の方々と一緒に来たり、支援者の方から話を通していただいたらしくて進みやすいといったようなことは実感としてもあったりしますので、今、○○委員からあったように、一緒に来ていただくとかですね、そういったような利用の仕方、これは、社協さんに限らずですけれども、ケアマネジャーと地域包括支援センター、医療機関の方が結構相談傾向にあるのかもしれません、繋ぐだけでなく、一緒に来ていただいたらしくて、話を来ていただくというところもあると、余計利用しやすいのかなと思います。

この議題について他にありますでしょうか。

#### ○委員

○○委員に質問なんですかね、先ほどしぐなるあいまで申立ての支援をされているということでしたけれども、どういった支援の形なのか、弁護士・司法書士を紹介する形なのか、書き方や書面の案内をするということなのか、教えていただけたらと思います。

#### ○委員

弁護士や司法書士をご紹介するということもあるんですが、相談に行きたくない人もいらっしゃるので、その場合は書き方を教えるなどのお手伝いをするということです。書き方を説明したり裁判所の方から冊子をもらってきたりして、アドバイスをしています。

#### ○委員

そうなると、やはりご本人あるいは申し立て書類を用意される方の力量などが、申立て

までの時間や揃える書類をそろえるまでの期間に大きく関係してきますが、どうしてもその申立てをする人任せになってしまふところが大きいと思います。ケアマネジャーとしては早く申立てをしてほしいという気持ちがあつて、恐らくケアマネジャーは対象者は実際に申立ての書類作成代理や申立て代理をする弁護士や司法書士の方にどうしても相談してしまうのではないかと思います。

#### ○委員

全くそう、そうだろうと思います。それは言ってもなかなか、具体的な1つの例ですけれども、弁護士をご紹介申し上げたんですが、結局進まないということで、しぐなるあいづに戻ってきたケースがありまして、結果的には作成の手続きをしたことがあります。

しぐなるあいづでは、一旦こちらで申立て支援をすると契約をした場合には、できるだけ自分でできることは自分でしていただかなければいけないので、今日は〇〇に行ってこれを取ってきてくださいねとか、そういう感じでやっていくので、着実に進むと。専門職の人にまわしていく、少しストップすることもないわけではないので、何が良いのか難しいですけれども、私どもの方に来たときには、そのように1つ1つ積み重ねていくということをさせていただいております。

#### ○委員

先ほど〇〇委員がお話されたことに関係するんですが、報告の中で〇〇委員がケアマネジャーの数が減少してきているなどと話され、相談件数も全体的に減少傾向にあるように感じたんですが、ひとつ考えられる要因として、直接福祉側が弁護士さんに繋がり始めた可能性は大いにありそうだなと思いました。弁護士に相談することは、福祉側からすると結構ハードルが高いんですが、一度支援協力や、一緒にケアチームの一員として弁護士が入っていただいて関わるようになると、やはり何事も相談しやすくなるわけで、そうなると、新たに成年後見の相談をしたいとなったときに、今まで関わってきた弁護士や司法書士がいればそちらに相談してみようということで、直接的に相談されているのではないかなどふと思ったところではありますので、ケアマネジャーからの相談数の減少がイコールマイナスには感じない印象は、私はありました。

#### ○委員

ありがとうございます。なかなか今までになかった観点で、そのような見方もできるんだなと思いました。

#### ○委員

自力で親族が書くケースは本当非常に少ないんだろうと思いますが、他方、親族後見人の後方支援、後見に就任した後の定期報告等やサポートのようなことも中核機関に求めら

れているようなところがあります。そういう意味では、中核機関が関わることで、その後、チーム支援の中で何か問題があった時とか、定期報告の中で何かあったときにはサポートしやすいというところもあったりするのかな、というところも踏まえて、多分されていると思うんですけども、相談の中で、司法書士や弁護士の専門職に紹介したケース、自力で申立てしたケース、市長申し立てに移行したケースというような詳細なところは、もしかしたら、今後検討に必要なポイントなのかもしれませんと思いました。

## ○会長

ありがとうございました。相談件数の考え方とかですね、そういうところのお話になってくるのかなと思いますので、次回ご検討できればなというふうに思っております。

そうしましたら、次の議題に進めたいと思います。議題2、利用促進機能 市民後見協力員についてということで事務局より説明お願ひできますか。

### 【4 議題2）利用促進機能 市民後見協力員について】

#### ○事務局

それでは資料2「利用促進機能～市民後見協力について」と書かれた資料をご準備いただき、スライド1ページをご覧ください。

資料2「利用促進機能 市民後見協力員について」と書かれた資料をご準備ください。

スライド1ページをご覧ください。令和7年度第1回本会議において、令和7年度各機能の目標と達成に向けた取り組みについて、皆様にご説明させていただいております。その中で③利用促進機能 b)担い手の育成・活動の促進についての目標として、市民後見協力員の周知の機会を増やす、市民後見協力員の活動の場の拡大を検討する、実情に合わせた研修会や勉強会を開催する、としております。

次のページをご覧ください。まずは「市民後見協力員の周知の機会を増やす」についてご説明申し上げます。また市民後見協力員とは何かについて併せてご説明をさせていただきます。市民後見協力員は本市独自の取組でございます。全国的には市民後見人を養成しておりますが、本市では市民後見協力員を養成しております。市民後見人は自治体の研修を終了し、専門職後見人と同様に裁判所から選任されることで活動を行います。市民後見協力員は裁判所から選任されるのではなく、成年後見人として活動を行う法人に所属する弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職とペアを組み、無償のボランティアとして活動しております。市民が後見業務の責任をすべて負うのではなく、専門職協力員をサポートする形で被後見人に対応をしております。また日々の活動をとおして、成年後見制度や高齢者・障害者への理解も深めていただきたいと考えています。スライド右下にあります、成年後見人等と本人との関係についてという資料をみると市民後見人は全体の41,322件に対してわずか331件であり、0.8%となっております。

次のページをご覧ください。市民後見協力員は令和7年度現在69名が登録をしており

ます。担う業務としましては、主に身上保護に配慮した業務を担当し、少なくとも1か月に1回、被後見人等の自宅または施設等へ伺い面談を行います。面談をして被後見人等の日常生活を把握し、健康面や精神面など気が付いた問題点や改善点を専門職協力員や法人へ報告をします。そのほかには成年後見制度の啓発に努めるなどとなっています。市としては、今後市民後見協力員をより推進していくことで、地域における充実した見守り支援、市民目線に立った支援、市民の認知症や障害への理解、これらの促進に関しての効果を期待しております。

次のページをご覧ください。市民後見協力員になるための養成講座は現在2年に1回開催しており、来年令和8年度は養成講座の年となります。多くの市民の方により関心をもっていただくため、従前の周知方法に加え、年9回開催している地域巡回講演会内の周知、広報まつど及び松戸市公式SNSのさらなる活用、民生委員や保護司、人権擁護委員、その他高齢者の活動団体への周知等を検討しており、11月以降順次実施していく予定です。皆様に配布しております参考資料4は周知活動で活用する養成講座のチラシとなります。お時間のある時にご覧いただければ幸いです。

次のページをご覧ください。次に「市民後見協力員の活動の場の拡大を検討する」について説明申し上げます。活動の場の拡大を検討するためには大きく2つについて考える必要性があると考えています。1つ目に市役所内で成年後見制度と関係する市民活動についてどのような活動があるか調査を行う必要性があります。主に高齢者福祉関係、認知症予防関係、障害者福祉関係、各虐待関係などについての担当課を想定しています。

2つ目に現在活動している市民後見協力員に対してアンケートを実施し、活動拡大についてどのくらいのニーズがあるのか確認する必要性があると考えました。しかし、市民後見協力員と共に活動しております、しぐなるあいづの方と協議し、課内でも再度検討をした結果、アンケートについて有効性はあるが、市民後見協力員の本来業務に影響する可能性やアンケート実施により活動範囲が増加すると受け止められ、心理的負担がかかる可能性もあるのではないかとの懸念材料もありました。その結果、「市民後見協力員の活動の場の拡大」については、市民後見協力員の活動内容等を考慮しながら、あとに説明いたします勉強会等で実施するアンケートを活用するなど、引き続き適切な方法を検討してまいりたいと思います。

次のページをご覧ください。次に「実状に合わせた研修会や勉強会を開催する」について説明申し上げます。まず市長申立て件数の各年度実績を見ますと毎年度、高齢分野が障害分野に比べて圧倒的に多くなっております。本日お配りしております参考資料3においても成年後見相談室の相談受付状況では毎年度、高齢者についての相談が多い状況であることが分かります。そのため学ぶ内容については高齢分野に関わるもの、また高齢者に関して後見申立てをする多くの理由が「認知症」であることから、認知症に関する正しい知識を学び、今後の市民後見協力員への活動に活かしていただくべく、認知症サポーター養成講座の開催を検討しております。

認知症サポーター養成の詳細については次のページをご覧ください。認知症サポーターは認知症のことを正しく理解することで、やさしく見守ることが出来る応援者でございます。認知症について理解を深め、認知症の方への接し方や声のかけ方などを学び、受講後はサポーターの証であるオレンジリングを受け取ることが出来ます。養成講座の開催時期は令和8年1月～3月で考えております。

以上、資料2「利用促進機能 市民後見協力員について」の説明とさせていただきます。

## ○会長

ありがとうございました。以上の説明につきまして、委員の皆様ご質問ご意見等ございましたらお願ひいたします。

認知度といった部分についてなんですけども、例えば基幹相談支援センターの方で、市民の方に説明する機会もあるかと思うんですけども、この認知度というのはどのぐらいかというところと、周知方法について何かご意見等あれば、お願ひしたいんですが。

## ○委員

認知度について、正直具体的には分からんんですけども、支援者の方はこういった市民後見協力員の養成講座に参加している者も多いので、支援者レベルでは、割と存在 자체は分かっていても、そこから市民の方に広がっていくという動きが、基幹相談支援センターの方でもそこを推進していくっていう力もあまりなく、市民は正直そんなに分からない方が多いのではというイメージはあります。どのような方法がいいかというのも、市民後見人はある程度認知されていると思うんですが、その名称と少し似ている協力員というものが、似たような人なのかなというイメージが湧くんですけど、具体的な動きは伝わりづらいというところがあるので。ただ名称を変えるのはなかなか現実的ではないと思うんですけど、イメージを変えるための何か周知の方法があるといいなというふうには思うんですよね。何か具体的でなくてすみませんが。

## ○会長

ありがとうございました。たしかに松戸市独自のものというところもあって、市民後見協力員と市民後見人がどう違うのかが分かりづらいということは、名称もあるのかもしれないですね。市民後見協力員の追加活用も含め、何かご意見等が他にあれば。

## ○委員

はい。市民後見協力員ということだけでなく、広報全体、広報やPRについての意見なんですが、現状は、福祉関係者や対象者に、成年後見についてぼんやりと伝えている状況ではあると思うんです。これだと、ほとんど刺さらないんじゃないかなと思っているんで

すね。具体的にちょっと話を変えて説明すると、30代男性に向けて書かれたファッション雑誌と、全世代の男性に向けて書かれたファッション雑誌があったときに、どちらを選びますか。つまり、全世代に向けて書かれたファッション雑誌を、皆さんの世代に置き換えて考えていくと、誰も選ばないわけで、これが広報の現状なんじやないかなと思っているんです。これを考えていくと、まず広報をする、PRする側としては、誰に伝えたいのか、そして何を伝えたいのかということを、まずこのチラシなり広報なりするときにしっかりと考へる必要があると思います。当然、高齢者に対する伝え方、その中でも、高齢者の支援者に対する伝え方や、本人に対する使えた方は変わってきますし、当然高齢者ではなくて障害者に伝えようとした場合、障害の分野の中での、本人、家族に伝える、どういうふうに伝えるのか、もしくは支援者にはどうやって伝えるか、伝え方も違ってきますし、その人たちがどこにいるのかということも当然また変わってくるはずです。まずターゲットを決めて、じゃあどうやって伝えるかということを考え、そこからPRとか広報を考えていくと、また違った取り組みになるんじゃないかなと思っております。

## ○会長

ありがとうございました。

この協議会でずっと課題になっている周知の方法についてのご意見をいただきました。先ほど相談室の周知について、ケアマネジャーをターゲットにみたいな話も出ましたけれども、そういったように、ひとつターゲットを絞った広報の仕方というところが今日のご意見として上がってきたところかなと思っております。ありがとうございました。

市民後見協力員の話を戻しますと、一応、活動の場の拡大というところの方向性について説明がありましたが、この辺りについて例えば実際に市民後見協力員と活動を共にしているしぐなるあいづの方で、○○委員の方からご意見をいただければと思います。

## ○委員

市民後見協力員というのは、法人後見の中で、法人後見業務、特に身上監護を手助けする任務を持っている方ということになります。市民後見人とは全く立場が違うということとして、法人の中の役割だということを理解しておいた方がいいと思います。つまりどういうことかというと、身上監護と言葉で表してはいるけれど、例えば施設や病院などに行ってご本人と面会して、顔を見せてはいるだけではなくて、その人が爪をきちんと切られているかとか、表情、顔色が良いかとか悪いかなど、そのようなことを見てくださるわけですね。例えば、シーツがきちんと綺麗なものが使われているか、きちんと美容室に行かせてもらっているかとか、そういうことを見ていただくわけですよ。どこか痛いところがないのかなど、細かくその方の全体、生活の実態を具体的に把握する役割を持っているということになります。法人後見の場合の市民後見協力員とは、そのようなことをしていたいと、それが仕事と、これがボランティアという状況でございます。しぐなるあいづと

もう1つの法人がありますけれども、そのような役割をしていただいて、健康面については少し不安があるとか、施設なら施設の人と話をして、いい関係だとか言うのではなく、本人自体を見ていくということなんですよね。例えば専門職とペアを組んでいる場合には、きちんと専門職に事細かに報告書を上げていただいているんですけれども、事細かに報告をしていただく。ここは変えていただいたほうがいいんじゃないだろうかと考えた時には、心配なのでこの辺は協議してもらいたいとか、変えていただきたいということを専門職に報告して、専門職がそれを見て、市民後見協力員とまた会って協議をして、このように変えてもらおうかという形になる、最悪の場合は、施設を変えるとかそのような方向に流れていくと。そういうとても大切な役割を、ボランティアの市民の方が務めてくださっているということになります。財産管理は担当していただいているということにはなりますけれども、その人の人生そのものとなると、財産管理もきちんとしなければならないし、身上的な生活の全体もしっかりと見ていただく、トータルで初めてその方の人生に対して支援ができるということになるわけで、そういう仕事をしていただいているということですので、この市民後見協力員の活動を広げたらいいかというような事務的なことではなくて、もっと中身の問題を大切にしていくということが重要になってくるというふうに思っております。

今、しぐなるあいまで活動してくださっている市民後見協力員の方々は、そういう意味では非常に意識の高い人たちが多くて、ボランティアとは言いながらでも相当有難い存在になっていると、こういう存在でこういう役割を果たしている方々が松戸市にはいるんだということを、もっと広く知っていただくということが大切になってくるんだろうというふうに思います。今からは本当にこの市民後見協力員の、ボランティアさんの活動が、どういう意味があるものか、成年後見制度においての支援をするということの意味はどういうことなのかということは、もっと広報活動を徹底していくようにしていかないといけないんじゃないかなと。法人後見の場合は、ああいうボランティアをしてくださっている方がいるんだなということは、世間の市民の人たちに知られれば、安心をしていくこともありますし、私も協力しようかという方もいてくださるだろうと思いますので、そちらの方に力を注ぐということは重要になってくるんだろうと思っております。

## ○会長

ありがとうございました。実際たしかに協力員の方々の活動というところが、法人後見をしていたりすると、専門職の方としては非常に有難いということになるんだろうと思いますし、意義のある活動だとさらに知ってもらうというところでは、周知の仕方もあるんだとは思います。

その活動を拡大して周知させるのかというところは、私個人的に違うかなって気もしていて、知つてもらうのが先なんだろうなというふうな気はしていまして、むしろそちらに力を注ぐべきだみたいなところも今の意見であったのかなと思っております。市民後見協

力員の関係で何か皆さんの方からご意見等あれば。

### ○委員

質問なんですかけれども、協力員の存在がその人の生活そのものに関わっていて、専門職の方にもきちんと伝わるっていうのは、障害の方とかでなかなか弁護士の方とかに、自分の思いを言えない方にとっては、すごく心強い存在になるのではないかと思うんですけれど、協力員が関わるかどうかはどのように決まっているのかということがあれば、教えてください。

### ○委員

ケースによって、関わらないケースもあるのかという意味でしょうか。ケースの特性によって関わらないケースもないわけではありませんが、基本的にはペアを組みます。ただ、ケースによっては、当初社会福祉士だけで担当していただいても大丈夫そうなケースでも、途中から市民の方の協力をした方がいいよねというケースも出てくるんですね。そのような場合は、また途中から協力していただくというようになっています。

ケースの特性によってというところは、例えば虐待事案などで、親族とも結構激しいやりとりの中で後見人がついたときに、市民後見協力員と一緒にペアで担うかと言われると、後見協力員にとってはハードルが高いこともあるので、最初の入口は専門職だけで対応して、ある程度落ち着いてきた段階、定期的な面談等になってきたときに、後見協力員に関与してもらってレールに乗せていくこともあります。

虐待ケースというのはとても危険で、ボランティアの方に危険な思いをさせてはいけないというふうに私どもも考えておりまして、当初ペアで担っていただきいても、なかなか難しくなってくるケースもありまして、そのような場合は交代していただいて、専門職だけに負担が来ますけれども、切り換えていくということはしております。

## 【5 議題3) 後見人等就任の円滑に連携ができた事例について】

### ○事務局

お手元に、資料3「成年後見人等就任後に円滑に連携できた事例について」と書かれたものをご用意ください。

関連した議題としてこれまで、令和5年度第2回の本協議会では、成年後見人等の就任前後に生じる課題、令和6年度第2回の本協議会では、成年後見人等のバックアップ体制について、委員の皆様のご意見を頂戴しながら検討してまいりました。

今回の議題は、今年度第1回の本協議会にてご説明させていただきました通り、後見人支援機能に係るものであり、支援者と専門職の連携を通して権利擁護が図られた事例のポイントの共有を図ることで、より円滑に連携しやすい体制の構築に繋げることを目的としたものとなっております。

まず、2ページをご覧ください。本取組を実施するにあたり、成年後見人等の就任以前から関わっている支援者である一次相談窓口および、支援者と就任した成年後見人等の連携に係る体制の構築に携わる近隣自治体の担当課に対してアンケート調査を実施いたしました。一次相談窓口を対象としたアンケート調査については、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、ほっとねっと、市社協、成年後見相談室の計21機関を対象といたしました。本調査のご回答にご協力くださった委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ誠にありがとうございました。また、近隣自治体を対象としたアンケート調査については、近隣8市の担当課を対象といたしました。

調査内容や回答率については、資料に記載の通りでございます。

続いて、3ページをご覧ください。一次相談窓口に対して行った調査結果についてご報告いたします。課題や情報の共有など、後見人等への引継にあたり工夫している支援機関が多く、主な連携方法は、電話や対面による実施が多いことが読み取れます。また、円滑に連携できた事例のポイントとして、情報共有や就任前及び就任後の継続した関わりが多く挙げられました。一次相談窓口の支援者として後見人等に期待することとしては、成年後見人等の本来業務である財産管理や契約行為のほか、適宜相談できる相談体制の構築なども挙げられております。

続いて、4ページをご覧ください。一次相談窓口が回答した、就任した後見人等と円滑に連携できた事例の具体例を一部抜粋しております。特に効果的な連携については、先程のスライドのグラフにて確認できるもの他、生じている課題とその中で対応できることおよびできないことの明確化、支援者から後見人等への引継の場と役割分担を兼ねた担当者会議、後見人等選任後の連携及び情報共有等が挙げられておりました。赤字で抜粋しておりますので、詳細は資料をご確認ください。

続いて、5ページをご覧ください。近隣自治体に対して行った調査結果についてご報告いたします。支援チームと後見人等が連携できた事例のポイントとして、情報共有や支援方針の擦り合わせ、既存の支援チームによる継続した支援、後見人等に対応を依頼する課題の明確化などの回答が多くありました。引継・連携においての課題は、自治体によって多少のばらつきがある回答となっています。また、円滑な引継・連携を支援するために実施している事業等について各自治体に確認したところ、成年後見制度の利用開始前の段階では、「中核機関による相談支援」「権利擁護支援定例会の実施」「専門職相談の実施」「重層的支援体制整備事業における関係者会議の活用」などを行っていることがわかります。

成年後見制度の利用開始後の場面では、「中核機関を周知するための成年後見人等向けチラシの配布」「成年後見人等受託後の支援者との初回顔合わせの調整」「市長申立てにより後見人が選任された場面における、市・支援チーム・後見人での引継会議の実施」「支援困難事例等における支援チーム全体の介入支援」「権利擁護支援チームの自立支援」などを各自治体で実施していることが確認されました。

続いて、6ページをご覧ください。これまでの調査から見える支援者と専門職の連携に

について、円滑に連携できている事例の傾向として、ケースに関わる支援者からは後見人等と直接会い情報共有することや、引継時に今後必要な支援の内容が明確に伝えられていることが挙げられていました。一方で、後見人等が個人の裁量で行う部分がある、期待している役割と実際に支援できることの間に差異を感じているとの意見もありました。また、後見人等を受任する専門職からは、支援者と顔の見える関係があり、本人の状況に変化があった際には、対応いただける体制があると望ましいとの意見が挙げられました。加えて、虐待などの課題を抱えているケースやトラブルが起きるケースでは、支援者と連携を図り慎重に対応する必要性を感じている、との意見もありました。さらに、中核機関を設置している他市の回答として、市・支援チーム・後見人で引継会議を実施し、研修会や意見交換、啓発物品の作成など連携促進の取り組みを行っているとの回答がありました。課題としては、中核機関の広報啓発活動が積極的に実施できていないこと、一次相談窓口と中核機関の連携が難しいこと、チーム支援の経験が少ないと支援が必要なケースの実態が把握できないことなどの回答がありました。以上のことから、円滑な連携のポイントとして、支援者と専門職のお互いの役割への理解、ケースの課題や対応の明確化、そして後見人等就任後も必要に応じて関わり支援を継続することが円滑な連携に繋がると考えております。

最後に、7ページをご覧ください。調査結果を踏まえ、本市の現在の取り組みについて整理をいたしました。本市では、現在、支援者向け手引きに成年後見人等への連絡や情報共有のポイント、具体的な職務を記載するとともに、本協議会での意見交換や共有を実施しております。今後の取組として、検討しているものを3点記載させていただいております。①支援者向け手引きに今回の調査で確認できたポイントや具体例を加筆し、一次相談窓口の職員をはじめ、制度活用を必要とする方の支援者が、実際の支援に活用できるようにすること。②研修会などを活用し、後見人受任者と支援者が互いの役割や思いへの理解を深める機会を作ることや、担当者会議など顔合わせの機会を通して必要に応じ相談できる体制を構築すること。③専門職派遣事業を活用し、ケース会議等への専門職派遣から申立て支援への繋ぎを必要に応じて活用できることにする。これらの取り組みを進めることにより、支援者と専門職が共に連携しやすい体制づくりを図ってまいりたいと考えております。

以上で資料3の説明を終わります。

## ○会長

ありがとうございました。今までの議論は、どちらかというと後見制度に繋げるための仕組みや相談をどうするか、この議題はもう後見になった後の良い後見制度の活用というところでの議題というか整理になっています。最初から聞いてしまうのですが、専門職側と支援者側からという意見のアンケートなんですが、まず専門職の側として○○委員に、このアンケートの結果も踏まえ、実際にご自身ですか他の会員から聞いている意見

等も含めて、実際引き継ぎの場面とかでどういったものがあるといいかですとか、逆に関わられる支援者の方に期待することみたいな視点から何かご意見、ご感想をいただければと思うんですが。

### ○委員

難しいと思うのは、やはり支援者と本人と後見人で、色々立場が基本的には違いますので、問題だと感じていることが、本当に共通の問題なのか、それとも一部の立場から見た問題なのかというのは、本当にケースバイケースで判断しづらいことだと思うんです。支援者が感じている問題で、期待していた役割と、実際に成年後見人が行っていることが違ったなどという感想もありますけれども、それが本当に問題な時もあると思いますし、後見人の側から見れば、適切に業務を行っているという認識の場合もありますし、なかなかここを揃えるということは、多分難しいと思いますので、重要なのは、本人が快適に健康に生活を継続できること、それが達成しているのであれば、立場が違う中で、支援者と専門職の答えが100%一致していなくても一応問題はないとは思っています。引き継ぎに関しても、私は専門職として一応自分がしっかり仕事をしているつもりなので、何か引き継ぎがなかったからすごく困ったとか、そういうことは、経験がありません。

### ○会長

引き続き○○委員お願いできますか。

### ○委員

中核機関の役割みたいなところで、チーム支援において、チームをこれから作っていくような状況があったり、すでにチームができていてそこに後見人が入っていく場合があつたり、チームが機能していなかつたり、チームメンバーを少し変えなくてはいけないような状況があつたりというようなことが、中核機関のマニュアルに書いてあります。今までには、担当の地域包括支援センターや市役所などがコーディネートしたり、調整役を担つたりしていたのが、中核機関ができたことで、中核機関がそのコーディネート役だったり、交通整理役だったり、時にはイニシアチブを取ったり、後方支援になつたりみたいなところで、今後、この中核機関が、特に困難ケースと言われているようなもの、家族の複合的な課題があって、ご本人に後見人はつくんだけれども、ご家族の中に支援が必要な方がいるようなケース、虐待にはなっていないけれども虐待の心配があるようなケース、何かそういった時にはこの中核機関が機能してほしいなと思いますし、活用できたらいいんだろうなみたいなところがあります。そのあたりのところが、支援者の中でも、中核機関が何をするところなのか、実際就いた後の後方支援だったり、中核機関が招集する会議があつたり、引き継ぎがあつたりみたいなところ。よく言うんですが、高齢者の介護保険の問題が起きたら地域包括支援センターに相談といったところが、権利擁護支援のことで何

かあった時には中核機関に相談ができるということ、就任後も活用できる事例がここにあるというのは、研修だったり交流だったり、事例を重ねてというところもあると思うんですけれども、進めていく必要があるんだろうなと思っています。

加えて言うと、後見人も本当に千差万別色々な後見人がいますので、職種に限らず、後見人自身の課題があったり、交代してほしいという本人からの要望、関係者からの要望があつたりするかもしれませんし、後見人自身が悩んだりするような場面があって、そういった意味で、今後その適切な選任と交代というところも含めて、この中核機関、市が、就任した後もどのようにして関わっていくかというのは継続的なテーマとして考えていただいて、こんなふうに上手くいったり、こんなふうに上手くいかなかったみたいな事例を重ねていくのが、実態なんだろうなと、日々感じているところでもあります。

#### ○会長

ありがとうございました。そうしましたら逆に、支援者の委員の方からも引き継ぎとか情報共有という話を伺いたいんですけども、日頃から意識されていることですか、どんな機会があるとやりやすいのかなど、そういう連携のしやすさみたいなところも含めて、いかがでしょうか。

#### ○委員

後見人に選任された方との選任後の支援の連携については、この今回のアンケートに答えるときに、私のセンターの相談員5名中3名がそういう経験があるというふうに答えていて、概ね、連携は図れているという回答が多かったです。というのは、後見人さんを良い意味で特別視しないというか、本当に支援チームの中のおひとりというふうに捉えて、最初の顔合わせの時も一緒にして、事務手続きが生じた時にも、後見人はまだご本人についたばかりで、前からいる支援者はある程度ご本人さんのことを知っているっていう時には、あえて一緒に動いたりして、手続きのところも協力し合ったりしつつ、徐々に本人のことも、後見人も理解が深まっていくし、そうすると、色んな貴重なご意見もいただけるし、双方で折に触れて、必要な場合にはなるべく顔を合わせるようにということをするようにしていて、上手くいっているのではないかなと思っております。

#### ○会長

ありがとうございました。そうですね。今、○○委員の話にもありましたけれども、引き継ぎというのは、後見人も支援者もしやすい環境というのは、恐らく本人にとっても良い環境になっていることがあるのかなという気はします。

もちろん先ほどリーガルサポートの○○委員がおっしゃったように、必ずしも専門職と支援者の方の意見が一致することが求められないということは、そうだと思いますね。ただ、特にその就任段階、スタート時点には、従前の支援者が関与していただいた方が、本

人の安心安全というところに寄与するのかなと、私も同じ意見です。

### ○委員

私ほっとねつの相談員として、成年後見人申立てのお手伝いや、弁護士に繋げるという仕事をしていますが、一方で成年後見の受任もしておりますので、その両者の立場からお答えできればと思っています。

まずその円滑な連携について、私が行っている仕事で上手くいっているなというケースに共通しているのが、それぞれの役割を、それぞれがきちんと理解しているというところなのではないかと思います。福祉側からすると、結構成年後見申立てすると何でも問題が解決すると思って行っている方も結構少なくなくて、でも実際、成年後見人として受任していると全然できないこともたくさんあります。福祉側の支援者の皆さんとの協力をもとに本人の生活を考えていかなければいけないということはすごくあるので、そのお互いができるところ、できないところをしっかりと理解して、理解していくなくても実務を通して、その辺が何となく分かってくれると、本人の支援がすごく円滑に進むなという印象があります。

あともう1点が、○○委員から、その立場の違いによって課題の認識が違うという話があつて、確かにすごく納得するところで、少し考えてみたんですけども、多分法律家の皆さんは、法律を根拠に、自分たちの行動、どう判断していくかといったこと、職務を考えていると思うんですけども、一方で福祉があつて、感情面を基準にして考えることが多くて。例えば、必要だからしてあげたほうがいい、かわいそうだからこれをあげようとか、だけどそれは法律的な根拠はなくて、手弁当でしていることが多いんですよね。その判断基準の違いによって、課題の認識が変わってきているのではないかというふうに思っています。感情と法律なので、相反する場面もすごく多いんですけども、それを踏まえて、本人の意思を思いをどのように実現していくかということを、関係者で考えていくと、結構建設的な会議、ケア会議や、本人支援になっていくのではと思いました。

### ○会長

ありがとうございます。利用者の立場からご意見いただきました。

### ○委員

本当に簡単なことなんですが、後見人に繋いで、選任された時に必ず一緒に担当者会議として皆さんのところでお話し合いをする前に、事前にご本人の情報、こんな方なんですということをお伝えして、会議をしながら、各担当サービス事業所の役割を皆で確認し合ってというところで、毎月一緒に定期的に訪問して、ご本人とお話を機会っていうところを作つて、少しずつ慣れていくついているので、他の後見人が選任された方の中でも、上手く関係性はチームで作れているのかなと思うので、こちら側には情報の提供

というところはとても大切な感じしております。

## ○委員

今年の4月から、裁判所の報告書類が、新書式といって全国統一の組織に変わったんですね。その中で、本人の意思の確認というところがありまして、本人意思の尊重という民法の考え方から意思の確認、その先に意思決定支援とか意思決定支援会議があるんですけど、まず意思の確認で、あともう1つですね、親族のフルネームを書く欄と、関わっている関係者を書く欄ができているんです。そういう意味では、支援者の方たちと一緒に、本人の意思の確認をしていきたいというのが後見人の役割としてすごく大事なところで、先ほどのお話のように、初めて関わった後見人より、以前から関わっていただいている皆さんの方が本人の意思の部分をどう支援したらいいかという、支援者側の最善の利益ではなく、本人がどういうことを望んでいるか、何をしたい、何をしたくないとか、こう希望しているみたいなところの本人の希望、裁判所の書類の中には本人の意思の表明通りに支援をした、後見事務をしたのか、意思とは異なることだったのかとか、幾つか欄があるんですが、本人の意思がどのような意思なのかということを、一緒に支援者の方と確認したり、擦り合わせたりする。本人のアドボカシーとか代弁者といった役割と一緒に担ってもらおう。そこが反する場合もあったり、困っている施設側の意見が出てきたりということもあるので、そういうところを、その会議の中で整理していく必要があり、その本人の意思確認を皆さんと一緒にしていく。まず本人に聞くということなんですが、周りにいる支援者というような関わりの部分は、今後この意思決定とか意思決定支援会議というものが先にあるんですけど、まず意思確認をどうしていくかというのが、後見人として求められているというところなので何か一緒にそれができていけるということなので半歩前、お互いの関係を理解して半歩前に出て、何かのりしろをつけていくような、1歩前に出すぎちゃうとやり過ぎちゃうと思うので、何かそれぞれのりしろ作っていくぐらいのイメージかなとは普段、上手くやっていく、関わりのポイントかなと思います。意思確認のところ1つキーワードなのかなと思っています。

## ○会長

ありがとうございました。皆さんのアンケートもそうですが、皆さんのお見から共通で出てきた支援者側と専門職側のそれぞれの理解ですとか、そういったところが連携の出発点になるというところは共通なのかなと思っております。

この協議会の中での共有だけでなく、これをどのように形で落とし込んでいくかという中では、一番最後のスライドにありましたけども、手引きの周知や研修会の活用とかも、この中だけではなくて、一般的な松戸市内の後見事務の中で広がっていけるような内容になっていけばいいのかなというふうに思っております。

全体を通して皆さんから、ご感想でも構いませんけれども、あればお願ひできますし

ようか。

### ○委員

先ほどの市民後見協力員の、今後、どれくらい増やしていくとかこれを目的にしていくとかというようなところ。今、後見人が不足しているから必要なのか、色々な理由だったり目的だったり必要性みたいなところがあると思うんですけど、その辺りを少し明確化した方がいいのか、認知症サポーター養成講座がこの人たちのターゲットなのかどうかということを考えました。権利擁護支援サポーターみたいな、他の県、全国ではしているところもあるんですけど、そのサポーターとか協力員というのはどの辺りの層で、どこをターゲットにするのか、どれくらいの層の人達でどれくらいの人数を、どのようなイメージでしていくのかという1つの形ができるといいと思うんですけど、なかなか多分全国でも戸田市がしているぐらいで、他はあまりしてないところで、松戸市が全国的に多分発信していく1つかなと思いますので、その辺り、愛称もつけてもいいと思うんですね。「すまいる」みたいなものが多分日自ではあると思いますが、同じように、愛称やどんなことを目指してどれくらいの規模でしていくのかとか、どこをターゲットにしてするとやりがいがあるのか、楽しいのか、必要なのか、69人の方たちと一緒に考えていくみたいなところも、もしかしたらそこにソーシャルワーカーが入って一緒に考えるといいかもしれませんので、必要ならご協力したいと思っています。

### ○会長

ありがとうございました。そうしましたら事務局からの案内をお願いいたします。

### ○事務局

事務局より参考資料5についてご説明をさせていただきます。

配布させていただきました成年後見制度地域巡回講演会・個別相談会のチラシが参考資料5になっておりまして、10月に常盤平市民センターにて3日間にわたり実施したものとなっております。本チラシは、公共施設、一次相談窓口、駅広報ボックス、府内担当課と合わせて約4900枚の配架と配布を行いました。講演会の実績報告については、次回の協議会で行わせていただく予定ですが、10月に実施した同講演会は計76名の方にご参加いただきました。1月には中央圏域での実施を予定しております。今後も多くの方にご参加いただけるよう、引き続き周知してまいりますので、皆様にもお力添えをいただけますと幸いです。

### ○会長

ありがとうございます。最後に一言ですね、オブザーバーとして参加いただいている千葉家庭裁判所松戸支部の〇〇書記官から一言いただければと思います。

○オブザーバー

各機関のサポート状況それから連携の工夫についてお話をいただきまして非常に有意義な時間となりました。引き続きよろしくお願ひいたします。

○会長

本日はありがとうございました。

はいそれでは事務局にお返しいたします。

【6 閉会】

会長ありがとうございました。

次回、令和7年度第3回協議会の開催予定は、令和8年2月17日火曜日午後3時からとなります。場所は本日と同様、松戸市役所新館7階大会議室を予定しております。詳細につきましては、追ってご案内させていただきます。

本日、車で来庁された方は、駐車券の処理が必要となりますので、受付にお立ち寄りください。

以上をもちまして、令和7年度第2回松戸市成年後見制度利用促進協議会を閉会いたします。皆様のご協力に感謝申し上げます。本日はご多忙の中ご出席いただき、誠にありがとうございました。

以上